

意見書

2025 年 10 月 29 日

アストナリング・アドバイザー合同会社

代表 三瓶裕喜

所用のため、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

以下、事務局説明資料の「ご議論いただきたい事項」に沿って考えを述べます。

総論

これまで議論を重ね、開示実務を担う企業側の準備、予見可能性等を踏まえ具体的な適用開始時期は一定のリードタイムを確保して決定するのが良いとの考え方に基づき「中間論点整理」においてロードマップを提示したと認識しております。状況に特段の変化はなく、「中間論点整理」におけるロードマップに基づいて進めていくことが妥当と考えます。

サステナビリティ情報の開示に関する論点

- 上記の「中間論点整理」におけるロードマップに基づいて進めていくという考え方の通り、時価総額1兆円未満 5,000 億円以上のプライム市場上場企業の SSBJ 基準の適用開始時期を 2029 年 3 月期とすることについて賛同いたします。
- 第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長を行わないことに賛成です。主な理由は以下の通りです。
 - 新たな制度に対応するための経過措置として、適用開始から2年間二段階開示を可能とすること
 - 欧州企業の CSRD に基づく開示実施状況のエビデンス資料にあったように、適切なガバナンス及びリスク管理体制を整えることにより「見積り」を有効に活用し、決算期末後3ヶ月以内での開示が可能であること
 - 虚偽記載等に係るセーフハーバーの整備を進めていること
 - 別途、有価証券報告書の株主総会前開示の要請など、現状より早期の開示が求められていること
 - 有価証券報告書の開示のあり方や事業報告との一体化など、そもそもの企業情報開示のあり方を総合的に再検討する必要があることなど。
- 適用対象企業の判断基準について、事務局案の適用開始前年度までの5年平均時価総額、つまり基準となる時価総額段階毎に適用開始期が1年ずれるのに合わせ平均値算定の期間が1年スライドする方式を採用することに賛同します。なお、順次時価総額基準毎の適用開始が実施される中で、前回適用開始時に時価総額基準(例えば、3兆円以上)に満たなかった企業が5年平均値算定期間が

1年スライドすることで次の時価総額基準の上限(例えば、3兆円未満)を超える場合、当該企業も適用開始対象とする運用であると理解します。

サステナビリティ情報の保証に関する論点

- 保証は国際基準(ISSA5000、ISQM1、IESSA)に準拠して実施するものとし、保証を実施できる者を保証業務実施者とする第三者保証制度の創設に賛同します。
- 保証業務実施者と認められるために、国際基準に準拠し人的体制や業務管理体制の整備、守秘義務や非保証業務との同時提供禁止を求めることについては妥当と考えます。その上で、以下の点について特記しておきます。
 - 【参入要件】 参入促進による健全な競争、既得権化の回避、人材確保などの理由から、「業務執行責任者」に公認会計士資格を求めないとする案に賛成です。
 - 【行為規制】 業務執行責任者のローテーションは、当該業務が新しく、一定の実務経験蓄積の必要性、担い手の確保等の理由からローテーションの義務付けについては慎重な判断が求められると考えます。
 - 【検査・監督その他】 登録業者への検査・監督は金融庁において実施することに賛同しますが、金融庁において当該実務に就く者の複数が監査法人からの出向者(公認会計士)とならないようにすべきと考えます。
 - 【保証基準】 検査・監督を行うこととなる金融庁が国際基準を我が国における保証に関する基準として指定し、実務指針を策定すべきと考えます。
- 「任意の保証」を受ける場合の取扱いについては、事務局案を支持します。

以上